

四半期報告書

(第102期第1四半期)

自 平成25年12月1日

至 平成26年2月28日

キューピー株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 8
- (2) 新株予約権等の状況 8
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 8
- (4) ライツプランの内容 8
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 8
- (6) 大株主の状況 8
- (7) 議決権の状況 9

- 2 役員の状況 9

第4 経理の状況 10

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 11
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 13
 - 四半期連結損益計算書 13
 - 四半期連結包括利益計算書 14
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 15

- 2 その他 18

第二部 提出会社の保証会社等の情報 19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月14日
【四半期会計期間】	第102期第1四半期（自平成25年12月1日至平成26年2月28日）
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 峰三郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都調布市仙川町2丁目5番地7
【電話番号】	（03）5384-7780
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 篠原 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第101期 第1四半期連結 累計期間	第102期 第1四半期連結 累計期間	第101期
会計期間	自平成24年12月1日 至平成25年2月28日	自平成25年12月1日 至平成26年2月28日	自平成24年12月1日 至平成25年11月30日
売上高（百万円）	124,926	131,479	530,549
経常利益（百万円）	4,307	3,746	23,749
四半期（当期）純利益（百万円）	2,279	2,052	12,567
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	5,071	2,959	19,256
純資産額（百万円）	199,133	212,482	210,285
総資産額（百万円）	300,848	322,975	334,655
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	15.22	13.71	83.94
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	57.8	57.3	55.0
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,247	122	27,369
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△8,268	△14,688	△21,897
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	816	△1,004	△2,307
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	31,944	28,642	43,963

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含めておりません。

3. 第101期第1四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 第101期および第102期第1四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安や株高が継続する中、輸出企業を中心に業績が上向くとともに、所得や雇用環境の改善が進みました。そのような中、消費税率引上げに伴う駆け込み需要もみられ、個人消費は増加傾向でありました。

食品業界においては、簡便な商品へのニーズが一段と高まる中、中食の需要が増加しました。一方、円安等による原資材価格の上昇やエネルギーコストの増加などのコスト上昇圧力が続きました。

食品物流業界においては、物流業者間の競争が一段と激化したことや、物流に関する法規制の強化、軽油価格や電気料金の上昇など、厳しい状況となりました。

◇ 当社グループ（当社および連結子会社）の状況

平成25年度からの3年間を対象とする中期経営計画では、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、国内での持続的成長と海外での飛躍的成長を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針（経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石）にグループが連携して取り組み、企業価値の一層の向上に努めております。

・売上高

調味料事業やサラダ・惣菜事業などが好調に推移したことにより、1,314億79百万円と前年同期に比べ65億53百万円（5.2%）の増収となりました。

・利益面

主原料である食油価格や鶏卵相場の上昇などの影響を受け、営業利益は35億59百万円と前年同期に比べ3億43百万円（△8.8%）、経常利益は37億46百万円と前年同期に比べ5億61百万円（△13.0%）、四半期純利益は20億52百万円と前年同期に比べ2億27百万円（△10.0%）の減益となりました。

◇ セグメント別の状況

[売上高の内訳]

(単位 百万円)

	前第1四半期 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)	当第1四半期 (自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)	増減(金額)	増減(比率)
調味料	33,085	35,881	2,796	8.5%
タマゴ	21,846	24,086	2,240	10.3%
サラダ・惣菜	22,737	24,211	1,474	6.5%
加工食品	13,784	13,633	△151	△1.1%
ファインケミカル	2,267	2,313	46	2.0%
物流システム	28,433	30,017	1,584	5.6%
共通	2,770	1,335	△1,435	△51.8%
合計	124,926	131,479	6,553	5.2%

[営業利益の内訳]

(単位 百万円)

	前第1四半期 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)	当第1四半期 (自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)	増減(金額)	増減(比率)
調味料	2,330	2,261	△69	△3.0%
タマゴ	647	△65	△712	—
サラダ・惣菜	398	369	△29	△7.3%
加工食品	△397	△88	309	—
ファインケミカル	325	217	△108	△33.2%
物流システム	255	603	348	136.5%
共通	343	259	△84	△24.5%
調整額	△0	1	1	—
合計	3,902	3,559	△343	△8.8%

調味料

- ・海外での拡大が順調に進むとともに、国内もドレッシングが伸張し増収
- ・価格改定や増収、コスト改善により、主原料のコスト上昇をほぼカバーしたが僅かに減益

タマゴ

- ・国内鶏卵相場の上昇の影響に加え、中食向けの液卵と外食向けのタマゴ加工品が堅調に推移し増収
- ・タマゴ加工品の価格改定が、国内鶏卵相場の上昇に追いつかず減益

サラダ・惣菜

- ・需要増を後押しする提案活動と生産体制の強化で、カット野菜や惣菜が伸張し増収
- ・大雪の影響による費用が発生したが、コスト改善と増収効果により、営業利益は前年並み

加工食品

- ・外食向けの調理用ソースは伸張したが、富士山仙水(株)の売却も影響し減収
- ・商品の精鋭化の推進や、販売促進費の抑制により増益

ファインケミカル

- ・医薬用ヒアルロン酸の販売量は減少したが、医薬用EPAの好調により前年並み
- ・医薬用ヒアルロン酸の販売量減少が影響し減益

物流システム

- ・専用物流などの既存得意先の取扱い拡大が進み増収
- ・増収効果に加え、コスト改善が進み増益

共通

- ・前年に発生した食品メーカー向け製造機械の販売分の反動により、減収減益

(2) 財政状態

- ・総資産は、3,229億75百万円と前連結会計年度末に比べ116億80百万円減少
主に「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」の減少、「建設仮勘定」、「投資有価証券」の増加による
- ・負債は、1,104億93百万円と前連結会計年度末に比べ138億76百万円減少
主に「支払手形及び買掛金」、「その他」に含まれる未払費用、未払金の減少、「引当金」の増加による
- ・純資産は、2,124億82百万円と前連結会計年度末に比べ21億97百万円増加
主に「利益剰余金」、「為替換算調整勘定」、「少数株主持分」の増加による

(3) キャッシュ・フロー

- ・現金及び現金同等物の残高は、286億42百万円と前連結会計年度末に比べ153億20百万円減少
各キャッシュ・フローの状況
 - 営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費に加え、売上債権、仕入債務、その他に含まれる未払費用、未払金の減少、引当金、たな卸資産の増加、法人税等の支払いなどにより1億22百万円の収入(前年同期は12億47百万円の支出)
 - 投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産、有価証券の取得による支出などにより146億88百万円の支出(前年同期は82億68百万円の支出)
 - 財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増加、配当金の支払いなどにより10億4百万円の支出(前年同期は8億16百万円の収入)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け(または買収提案)を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為(または買収提案)が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

(ア) グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成25年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、国内での持続的成長と海外での飛躍的成長を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を源にした4つの経営方針(経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石)を定めております。

当中期経営計画を実現するためには、これらの経営方針を軸に、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名を含む監査役5名の体制をとっております。

② 上記(2) ①の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2) ①(ア)および(イ)の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策))

① 当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)による取組み

当社は、平成26年1月24日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成26年2月25日開催の当社第101回定時株主総会の承認を停止条件として、大量買付行為への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を継続して採用することを決定し、第101回定時株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

(ア) 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。)を対象とします。

(イ) 大量買付ルールの内容

当社は、①大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②原則として60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合)または90日(その他の大量買付行為の場合)が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として経過した後のみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、③独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて④株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様を意思を確認する場合には、会社法上の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとし、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

(ウ) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

a. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もともと、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様を利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

b. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

c. 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当てを選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。

d. 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

(エ) 株主・投資家に与える影響等

a. 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

c. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てにかかる割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

(オ) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成29年2月28日までに開催される第104回定時株主総会の終結の時までとします。

② 上記(3) ①の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

(ア) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(イ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取

締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(ウ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしております。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおります。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、8億11百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 「第2 事業の状況」における文章中の金額には、消費税等は含めておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成26年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	153,000,000	153,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	・権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	153,000,000	153,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月1日 ～ 平成26年2月28日	—	153,000	—	24,104	—	29,418

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式（自己保有株式） 3,262,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 149,610,100	1,496,101	同上
単元未満株式	普通株式 127,800	—	同上
発行済株式総数	153,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,496,101	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,700株（議決権の数37個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） キューピー(株)	東京都渋谷区渋谷 1-4-13	3,262,100	—	3,262,100	2.13
計	—	3,262,100	—	3,262,100	2.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）および第1四半期連結累計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,967	23,646
受取手形及び売掛金	77,460	67,112
有価証券	10,000	10,000
商品及び製品	12,478	13,589
仕掛品	950	797
原材料及び貯蔵品	5,878	7,158
その他	5,943	5,422
貸倒引当金	△242	△189
流動資産合計	146,435	127,537
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	138,035	140,366
減価償却累計額	△82,213	△83,321
建物及び構築物（純額）	55,822	57,044
機械装置及び運搬具	133,368	135,561
減価償却累計額	△109,274	△110,382
機械装置及び運搬具（純額）	24,094	25,179
土地	42,191	42,942
建設仮勘定	7,401	9,947
その他	16,702	17,260
減価償却累計額	△10,384	△10,748
その他（純額）	6,318	6,512
有形固定資産合計	135,828	141,626
無形固定資産	2,667	2,570
投資その他の資産		
投資有価証券	23,536	25,085
前払年金費用	15,736	15,841
その他	11,026	10,889
貸倒引当金	△575	△573
投資その他の資産合計	49,724	51,241
固定資産合計	188,220	195,438
資産合計	334,655	322,975

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	50,786	44,458
短期借入金	8,312	9,773
未払法人税等	2,725	1,062
引当金	2,169	4,857
その他	31,907	22,279
流動負債合計	95,901	82,431
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	3,711	3,552
引当金	2,315	2,355
資産除去債務	332	334
その他	12,108	11,819
固定負債合計	28,468	28,061
負債合計	124,369	110,493
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,104	24,104
資本剰余金	29,434	29,434
利益剰余金	132,491	132,897
自己株式	△3,392	△3,399
株主資本合計	182,638	183,035
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,771	4,401
繰延ヘッジ損益	△4	△8
為替換算調整勘定	△3,200	△2,523
その他の包括利益累計額合計	1,566	1,868
少数株主持分	26,080	27,577
純資産合計	210,285	212,482
負債純資産合計	334,655	322,975

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日)
売上高	124,926	131,479
売上原価	96,279	102,149
売上総利益	28,646	29,329
販売費及び一般管理費	24,744	25,769
営業利益	3,902	3,559
営業外収益		
受取利息	36	51
受取配当金	99	114
持分法による投資利益	62	—
為替差益	98	5
その他	193	180
営業外収益合計	491	351
営業外費用		
支払利息	60	67
持分法による投資損失	—	2
その他	26	94
営業外費用合計	86	164
経常利益	4,307	3,746
特別利益		
固定資産売却益	18	20
関係会社株式売却益	—	198
その他	0	41
特別利益合計	18	261
特別損失		
固定資産除却損	121	188
その他	25	15
特別損失合計	146	203
税金等調整前四半期純利益	4,179	3,803
法人税等	1,568	1,324
少数株主損益調整前四半期純利益	2,611	2,478
少数株主利益	332	426
四半期純利益	2,279	2,052

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,611	2,478
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,443	△366
繰延ヘッジ損益	△9	△5
為替換算調整勘定	1,022	852
持分法適用会社に対する持分相当額	2	0
その他の包括利益合計	2,459	480
四半期包括利益	5,071	2,959
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,467	2,354
少数株主に係る四半期包括利益	604	605

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,179	3,803
減価償却費	3,312	3,677
持分法による投資損益 (△は益)	△62	2
投資有価証券評価損益 (△は益)	6	2
引当金の増減額 (△は減少)	2,579	2,638
前払年金費用の増減額 (△は増加)	69	△104
受取利息及び受取配当金	△136	△165
支払利息	60	67
固定資産除売却損益 (△は益)	102	170
売上債権の増減額 (△は増加)	4,119	10,694
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,011	△2,039
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,006	△6,537
その他	△6,847	△9,106
小計	5,366	3,103
利息及び配当金の受取額	165	193
利息の支払額	△75	△87
法人税等の支払額	△6,703	△3,086
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,247	122
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△5,000
有形固定資産の取得による支出	△7,498	△7,885
無形固定資産の取得による支出	△380	△79
投資有価証券の取得による支出	△206	△6
関係会社株式の取得による支出	—	△2,184
子会社株式の売却による収入	—	432
貸付けによる支出	△31	△28
貸付金の回収による収入	46	41
その他	△198	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,268	△14,688
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,954	1,463
長期借入れによる収入	1,600	—
長期借入金の返済による支出	△620	△174
配当金の支払額	△1,572	△1,647
少数株主への配当金の支払額	△287	△337
自己株式の取得による支出	△0	△1
その他	△258	△307
財務活動によるキャッシュ・フロー	816	△1,004
現金及び現金同等物に係る換算差額	257	250
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,442	△15,320
現金及び現金同等物の期首残高	40,387	43,963
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 31,944	※ 28,642

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

次の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して連帯保証をしております。

保証債務

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
従業員(借入債務)	377百万円	393百万円
あさと物流株式会社(借入債務)	166	155
上海丘寿儲運有限公司 (契約義務履行に対する債務保証)	145	121
エイ・ケイ・フランチャイズシステム 株式会社(借入債務)	85	75
計	774	744

(注) エイ・ケイ・フランチャイズシステム株式会社の金額は、再保証を行っているため、再保証額を記載していません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)
現金及び預金勘定	24,944百万円	23,646百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,000	△4
有価証券勘定	10,000	5,000
現金及び現金同等物	31,944	28,642

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年1月24日 取締役会	普通株式	1,572百万円	10円50銭	平成24年11月30日	平成25年2月27日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年1月24日 取締役会	普通株式	1,647百万円	11円00銭	平成25年11月30日	平成26年2月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料	タマゴ	サラダ・惣菜	加工食品	ファインケミカル	物流システム	共通	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額(注)
売上高										
外部顧客への売上高	33,085	21,846	22,737	13,784	2,267	28,433	2,770	124,926	—	124,926
セグメント間の内部売上高又は振替高	841	1,402	77	439	87	5,624	2,210	10,682	△10,682	—
計	33,927	23,249	22,814	14,224	2,354	34,057	4,980	135,609	△10,682	124,926
セグメント利益又は損失(△)	2,330	647	398	△397	325	255	343	3,902	△0	3,902

(注)セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年12月1日至平成26年2月28日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料	タマゴ	サラダ・惣菜	加工食品	ファインケミカル	物流システム	共通	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額(注)
売上高										
外部顧客への売上高	35,881	24,086	24,211	13,633	2,313	30,017	1,335	131,479	—	131,479
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,515	1,643	105	486	70	5,747	2,272	11,841	△11,841	—
計	37,396	25,730	24,316	14,119	2,384	35,764	3,608	143,320	△11,841	131,479
セグメント利益又は損失(△)	2,261	△65	369	△88	217	603	259	3,557	1	3,559

(注)セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日)
1株当たり四半期純利益	15円22銭	13円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,279	2,052
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,279	2,052
普通株式の期中平均株式数(千株)	149,723	149,710
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、前第1四半期連結累計期間においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、当第1四半期連結累計期間においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成26年1月24日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,647百万円
- ②1株当たり配当額 11円00銭
- ③基準日 平成25年11月30日
- ④効力発生日 平成26年2月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年4月14日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 純也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 佳之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の平成26年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。